総合特別区域の進捗に係る事後評価［ライフ・イノベーション分野］

平成28年度

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　　(3.6＋3.4)／2＝3.5　　3.5

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	柏市内に事業所を有する大学・研究機関発ベンチャー企業に対するエンジェル税制を活用した出資件数の増加	0%	1
2	TEPによる柏市内ベンチャー企業の支援数の増加	117%	5
3	特例措置による訪問リハビリテーション事業所及び特例措置による歯科衛生士事務所数	52%	2
4	特例措置による訪問リハビリテーション事業所による訪問リハビリ実施件数及び柏市内の訪問リハビリ実施件数	123%	5
5	特例措置による歯科衛生士事務所による口腔ケア実施件数及び柏市内の口腔ケア実施件数	184%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×0＋3×0＋2×1＋1×1)／5＝3.6　　3.6

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.4

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　　（2.6＋2.0＋3.0）／3＝2.5　　2.5

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業
（事項）
・訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
・介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
（概要）
・指定訪問リハビリテーション事業所について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携をもって事業実施を可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価（特記事項））
・その他
数値目標が一部満たされておらず、進捗度はむしろ減少しており、当初想定されていた効果が得られているとは言いがたい。別の根拠により特例措置の本来の目標である「高齢者の要支援・要介護状態の維持・改善を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する」ことは満たされているとお考えであれば、その具体的根拠をお示し頂きたい。

（事項）
・歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業
・歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業
（概要）
・歯科医療機関から離れた場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行うことを可能とする。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価（特記事項））
・その他
本特例措置は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現する」ことを目標としていることから、評価にあた
っては、特例措置を活用した事業所の設置件数、実施件数、本特例措置の寄与度についての分析が必要である。

専門家による評価の平均値　2.6

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　2.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.2

・成果に十分結びつかなかった事項もあるが、全体として見れば特区ならではの措置により成果を上げている点を評価する。
・産官学民連携による自立した都市経営の構想は、参加する個々のステークホルダーの持つ力を勘案すると提案以上の展開が可能である。十分に成果をあげることができない主要因は、産学官民の連携がうまく機能していないことにあると思われる。連携体制の再構築が望まれる。また、自律的な都市経営を維持するための財源の確保も課題である。
・歯科衛生士等による居宅療養管理指導推進事業については、実施件数が目標を上回っているため、健康や医療への効果に対する評価が必要だと思われる。
・病院としての本来業務である医療需要と、地域に移行可能な医療・介護の需要との差異が不明であるため、的確な目標値設定には地域に移行可能な医療・介護の作業量の正確な予測が必要ではないか。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.2

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.5＋2.5＋3.2×2）／4＝3.1

3.1

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。